

令和 年度 県外産業廃棄物搬入事前協議書添付書類

(安定型最終処分場への搬入において安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入付着を防止する方法)

太線で囲んだ箇所に記入、○を付けてください。

1 基本事項

県外排出事業者名	
県外排出事業者の位置付け	産業廃棄物の発生事業者 ・ 産業廃棄物中間処理業者
産業廃棄物処理業の許可の種類	なし ・ 有 ()
搬入先大分県内最終処分場	

2 搬入する産業廃棄物の種類

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号イ)

産業廃棄物の種類	大分県への搬入の有無	産業廃棄物の発生場所
廃プラスチック類	有 ・ なし	建設現場・その他 ()
ゴムくず	有 ・ なし	建設現場・その他 ()
金属くず	有 ・ なし	建設現場・その他 ()
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	有 ・ なし	建設現場・その他 ()
がれき類	有 ・ なし	建設現場・その他 ()

3 選別や洗浄を行う場所

選別や洗浄を行う場所	実施の有無	具体的な措置
排出元、排出現場	実施する・実施しない	選別（ふるい・風力・磁力・電気・重機・手選別）、洗浄
県外排出事業者(中間処理)	実施する・実施しない	選別（ふるい・風力・磁力・電気・重機・手選別）、洗浄
大分県内最終処分場	実施する・実施しない	選別（ふるい・風力・磁力・電気・重機・手選別）、洗浄

4 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法 (平成10年6月16日環告第34号)

廃プラスチック類、ゴムくず、アスファルト・コンクリートを搬入する場合に記入する。

混入付着の防止策を講じる場所	混入付着の防止策(上記告示)	具体的な措置
産業廃棄物の発生現場(工場、工事現場など)	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物を令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出する。	
産業廃棄物の中間処理施設	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物(前号の規定により分別して排出されたものを除く。)を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量を5パーセント以下とする。	

令和 年度 県外産業廃棄物搬入事前協議書添付書類

(安定型最終処分場への搬入において安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入付着を防止する方法)

太線で囲んだ箇所に記入、○を付けてください。

5 建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について

(平成23年3月30日環廃産第110329004号産業廃棄物課長通知)

建設工事等から生ずる廃棄物を搬入する場合に記入する。

選別施設	具体的な措置
(1)建設廃棄物を選別施設で選別した結果、熱しやく減量を5%以下とした安定型産業廃棄物を、埋立てまでの間に、紙くず、木くず、繊維くず等安定型廃棄物以外の廃棄物が付着混入することがないようにする。	
(2)選別設備の能力	
①コンクリート破片や金属くずなどリサイクルすることが可能なものを選別する機能	
②熱しやく減量を5%以下とした安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物に選別する機能	

6 非安定型廃棄物が混入付着するおそれのないように講じた措置

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等 平成10年7月16日環水企第299号)

廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず等を搬入する場合に記入する。

排除すべき産業廃棄物の具体例	排出元から搬入された時点で混入付着がある場合に行う選別等の具体的な措置
廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。)	
廃容器包装(有害な物質、又は有機性物質が混入又は付着したもの。)	
鉛蓄電池の電極	
鉛製の管又は板	
廃ブラウン管(側面部に限る。)	
廃石膏ボード	

*上記産業廃棄物は、安定型最終処分場への埋立処分は禁止されている。埋め立てる場合は上記通知に定める措置を講ずる必要がある。

7 廃プラスチック類、ゴムくずの破碎について

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号リ、ヌ)

破碎後の大きさ(施行令)	破碎の具体的な措置
中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね15センチメートル以下に破碎し、切断する。	

8 防止措置にもかかわらず不適物の混入等が認められた場合の連絡先(搬入物の取扱い権限のある部署名、氏名、電話番号)

--

9 不適物の混入が認められた場合の対応策

--